

よくあるご質問

☆子宮頸がん・乳がん検診補助事業について☆

- Q1** 法人としては常用雇用労働者が100名以上いるが、事業所(支店や営業所など)単位では100人未満である場合、他の補助条件を満たしていれば、事業所単位で補助金の申請はできますか？
- A1** 事業所単位での申請は可能です。ただし、事業所の常用雇用労働者が100名未満である必要があります。(常用雇用労働者の説明およびその他の条件については、見開きの右下をご覧ください。)
-
- Q2** 過去に1度でも子宮頸がん検診または乳がん検診を実施していると補助金を受けることができますか？
- A2** 申請年度を除く過去2年のうちに子宮頸・乳がん検診を事業所負担で実施したことがあると補助対象になりません。それ以前にがん検診を実施したことがある事業所ががん検診を実施した場合は補助を受けることができます。また、子宮頸または乳がん検診のどちらか一方のみを実施していた事業所が、新たに今まで実施していなかったもう一方の検診を実施した場合も、その検診については補助対象となります。
-
- Q3** 検診はどのように受ければよいのでしょうか？
- A3** 検診バスでの受診や検診機関に出向いての受診など、ご都合のよい受診の方法を検診機関とご相談のうえお選びください。なお、補助金の請求時に検診機関からもらう領収書が必要になりますので、大切に保管してください。

☆働く女性のための出前講座事業について☆

- Q1** 一事業所だけでは受講希望者が10人以上集まりません。組合の会合などでいくつかの事業所が集まるときにあわせて、出前講座をお願いすることはできますか？
- A1** 可能です。お近くの健康福祉センターまでご相談ください。

お申込み・詳細は下記までご連絡ください。

お問合せ先	住所	電話番号	FAX
福井健康福祉センター	福井市西木田2-8-8	0776-36-3429	0776-34-7215
坂井健康福祉センター	あわら市春宮2-21-17	0776-73-0609	0776-73-0763
奥越健康福祉センター	大野市天神町1-1	0779-66-2076	0779-65-8410
丹南健康福祉センター	鯖江市水落町1-2-25	0778-51-0034	0778-51-7804
〃 武生保健福祉部	越前市文京2-13-39	0778-22-4135	0778-22-5660
二州健康福祉センター	敦賀市開町6-5	0770-22-3747	0770-24-1205
若狭健康福祉センター	小浜市四谷町3-10	0770-52-1300	0770-52-1058
健康福祉部健康増進課 がん対策推進グループ	福井市大手3-17-1	0776-20-0351	0776-20-0643

支援事業の申請書、パンフレット等はコチラからダウンロードできます。
 福井県ホームページ <http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenkou/syoukibo.html>

小規模事業所 福井県 レディースがん検診 補助事業のご案内

新たに女性のがん検診を実施
した事業所に、検診ごとに
1人あたり 2,000円
補助します！

(本補助金は事業所ごとの申請となります。
従業員個人での申請はできません。)



1. がん検診実施にかかる費用が気になるという事業所向け
▶子宮頸がん・乳がん検診費補助事業
2. 福利厚生として社内セミナー開催を希望する事業所向け
▶働く女性のための出前講座事業

働く女性のがん検診受診をサポートします！

日本人の2人に1人ががんになり、3人に1人ががんで亡くなっています。
 また、がんになる人のうち、3人に1人は働き世代です。そのうち、3人に1人は退職を余儀なくされています。
 がんは「早期発見・早期治療」により、治る可能性の高い病気です。早期に発見できれば、大切な従業員も治療を受けながら働き続けることも可能となります。
 福井県では、職場でがん検診を実施している事業所の割合が低く、特に女性のがん検診(子宮頸がん検診、乳がん検診)を実施している事業所の割合はさらに低くなっています。
 このため、比較的小規模な事業所で働く女性のがん検診受診を推進するため、平成26年度から「小規模事業所レディースがん検診補助事業」を開始しました。ぜひ、ご利用ください。
 ※検診実施の日時や方法等については、各事業所から検診機関にご相談ください。

福井県



1. 子宮頸がん・乳がん検診費補助事業

これまで事業所負担で女性のがん検診を実施していなかったけれど、これからは女性従業員ののためにがん検診を事業所負担で実施したいなあ。でも検診ってお金がかかるんだよね？

これまで女性のがん検診を実施していなかった事業所が、新たに子宮頸がん検診や乳がん検診を事業所負担で実施した場合、1つの検診を受けるごとに

1人あたり2,000円を補助します！

対象となる事業所 (本補助金は事業所ごとの申請となります。従業員個人での申請はできません。)

条件(1)および条件(2)に該当すること。

▶条件(1)以下のすべてに該当すること。

- ・常用雇用労働者^{*1}の人数が100人未満で、事業所の所在地が福井県内にあること。
- ・これまでに本補助金の交付を受けていないこと。
- ・概ね延べ10人以上の従業員^{*2}が子宮頸がんまたは乳がん検診を新たに受診すること。

▶条件(2)以下のいずれかに該当すること。

- ・これまで女性のがん検診を実施していなかったが、新たに女性のがん検診を実施する事業所
- ・以前、女性のがん検診を実施していたが、申請年度を除く直近2か年度において実施しておらず、今回女性のがん検診を再開した事業所
- ・これまで受診対象者を限定(定員、年齢、雇用形態等)していたが、今回、限定の撤廃または緩和を行う事業所

対象となる従業員

▶下記すべてに該当すること。

- ・対象となる事業所に勤務していること。
- ・福井県内に住民票を有すること。
- ・子宮頸がん検診の場合は20歳以上の女性であること。乳がん検診の場合は40歳以上の女性であること。

申込み方法

補助金交付申請書に必要な書類を添えて健康福祉部健康増進課までご提出ください。(郵送可)(FAX不可)

<申請から交付までの流れ>

事業所⇒(申請書)⇒県⇒(交付決定通知)⇒事業所⇒(実績報告書兼請求書)⇒県⇒(補助金交付)

※実績報告書兼請求書は交付決定通知とともに送付いたします。

留意事項 (必ずお読みください)

- ・検診実施の日時や方法等については、各事業所から検診機関にご相談ください。
- ・実績報告書兼請求書の提出時に検診機関からの領収書の写しをご提出いただきます。大切に保管してください。
- ・検診費用の全額を事業所が負担する場合は、検診機関からもらう領収書(あて名は事業所名)の写しをご提出いただきます。
- ・検診費用の一部を従業員が負担する場合は、人数分の領収書(あて名は従業員名)の写しに加え、事業所から検診機関への申込み用紙の写しをご提出いただきます。
- ・補助金の交付にあたって、実績報告書兼請求書とともに検診受診者の名簿を提出していただきます(検診機関に提出した名簿等既存の名簿で代用可能です)。提供を受けた情報は、県内のがん検診受診状況を把握する目的でのみ使用いたします。補助金を申請される際には、従業員に対して受診状況を提供する旨を周知していただきますようお願いいたします。

2. 働く女性のための出前講座事業

がんの危険性はなんとなくわかるけど、職場でがん検診を受けることができれば事業所、従業員にどんなメリットがあるのかな？

出前講座事業をご利用ください。お近くの健康福祉センターの職員や医師等が、がん検診受診のメリットや働き世代を取り巻くがんの現状、子宮頸がん・乳がん検診費補助事業の利用方法などについて無料でお話をさせていただきます。

出前講座について

- ・働き世代を取り巻くがんの現状について
- ・子宮頸がん・乳がん検診費補助事業の利用方法 など

講師

- ・医師等の専門家

料金

- ・無料

※講座の時間については、ご希望に応じます。申込み時にご相談ください。

申込み方法

- ◆お近くの健康福祉センターまでご連絡ください。

がん検診を受けましょう!!

- ✓子宮頸がん検診
- ✓乳がん検診



常用雇用労働者と従業員の考え方。

- ◆常用雇用労働者と従業員の定義は以下のとおりです。

※1. 常用雇用労働者：次のいずれかに該当する者

- ア. 期間の定めなく雇用されている者
- イ. 過去1年を超える期間について、引き続き雇用されている者
- ウ. 採用時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者

※2. 従業員：職業の種類によらず、事業または事業所に使用される者で、賃金を支払われている者(パート、アルバイト含む)

- ◆補助対象となる事業所は常用雇用労働者が100人未満の事業所となりますが、補助の対象となる従業員は上記※2のとおりです。

従業員
(パート、アルバイトを含む)

常用雇用労働者